

○内閣府告示第四百号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、注視区域及び特別注視区域を次のとおり指定し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

一 注視区域

次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

番号	名称	区域
一	防府北基地レーダー地区	山口県山陽小野田市

二 特別注視区域

前号の表の番号一の項に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

備考 右に掲げる区域の行政区画に変更があつても、注視区域及び特別注視区域は、なお従前の例による。